## 紀州っ子健やかプラン(仮称)(案)に対するパブリックコメント及び回答

該当頁	御意見(要旨)	回答
P.1		明記します。
	れ・・・とあるが、2015年4月から施行されることを明記すべき。	
P.13	社会的養護体制に関する内容で、里親委託の内容が書かれている。「本県における	記載します。
	里親委託率は…全国平均に近い水準で推移」という内容があることや、里親委託の	
	推進が言われている社会的な状況からも、P13 <児童虐待の現状>部分で、相談受	
	付件数のみでなく里親への委託率の推移が分かる図表などがあれば、記載すると良	
	いと思う。	
	P19までのグラフ等で、認可保育所なのか、無認可保育所なのか、注意書きがない	いずれも認可施設であり、その旨を注記します。
P.14等 	ので記入してほしい。	
	延長保育は、29市町村中21市町村(72%)が実施とあるが、和歌山市では公立保育	実施した保育所の割合(約58%)を記載することとします。
	所は21園中、実施しているのは4か所(同和保育所7か所のうち、2か所)にとど	
P.16	まっている。72%という数字をみると、ほぼ延長保育が実施されているように錯覚	
	するので、「市町村別の実施」の数字ではなく、各市町村の保育所数と実施数を一	
	覧表として記すべき。	
	病児・病後児保育の実施で、「13市町で11か所増加」とあるが、病児保育の設置	設置場所の確保が困難であること等により、依然設置数は少ない状況であることを
	にはかなり制約があり、実現が困難な状況にあるにもかかわらず、簡単に「11か所	記載しております。
P.17	増加」と書かれても、私立や医療法人など設置が比較的公立よりもすすめやすいと	
	ころで実施されている実態がある。設置に制約があることを明記し、そのうえで病	
	院関係や私立保育所などが実施していることを記すべき。	
	地域における子育て支援の状況で、「子育て支援センターが8%増加しており、」	子育て支援センターを含む、地域子育て支援事業については、各市町村が主体的に
	とあるが、「子育て支援センター」は課題のある保育所に設置されるべきだが、和	実施していくこととなっております。また、新制度のもとでは、子ども又はその保
P.18	歌山市・子育て支援センターは8か所中7か所が私立に設置されている。和歌山市以	護者の身近な場所で子育てに関する相談等を行う利用者支援事業の実施促進も図っ
	外の設置状況と和歌山市の設置状況の違いを明記し、新法で子育てに関する相談が	てまいります。
	地域(隣保館や児童館など)や各保育所でも実施できる体制を整備すべき。	
	地域における子育て支援体制の整備で、「ハイリスク家庭」とあるが、虐待などは	「子どもへの虐待などが懸念される、いわゆるハイリスク家庭の…」と改めます。
P.20	ここにふくまれるのか。もし、含まれるということでも、あえて記すべきではない	
	か。和歌山市の虐待問題はじめ、全国で虐待で命を落とす子どもが多いことを考	
	え、特化した記述をすべき。	

該当頁	御意見(要旨)	回答
P.22	「希望する人が、結婚し、・・」とあるが、この記され方だと「結婚ありきの出	当該部分は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の趣旨を踏まえ
	産」のように感じる。結婚と出産は、それぞれのできごとなので、それぞれの対応	た記述となっております。なお、県として、婚内子以外のあり方を排除しているも
	をお願いしたい。妊娠してから結婚する場合もあり、また結婚せず出産することも	のではありません。
	あるので、個々の対応を記されたい。	
P.25	年度ごとの認定こども園の設置計画を示すべき。	整備の時期が明確でない市町村が多いため、年度ごとには分けておりません。
P.25	優先順位を付けて認定こども園を設置されたい。	整備の優先順位については、各市町村が判断されるものと考えております。
P.26	市町村、保育施設、保育事業者間の連携のほかに、県労働団体との連携も必要では	ここで述べている相互連携とは、地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降
	ないか。	も教育・保育を受けられるように行うもののことです。
	(5) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育・・・	いわゆる「保幼小連携」について述べた部分ですので、このままの表現が適当であ
P.26	保育所、幼稚園、小学校の連けいは当然のとりくみであるが、地域の子ども会や隣	ると考えております。
	保館、PTA、見守り隊などの連けいが記されていないので、記すべき。	
	(9)延長保育事業	市町村による実施の意向等を勘案して、実施団体数の目標として示したものであ
P.28	「市町村別の実施」の数字ではなく、各市町村の保育所数と実施数を一覧表として	り、具体的な実施のあり方については、各市町村が検討することとなります。
	記すべき。	
	(10) 病児保育事業	市町村による実施の意向等を勘案して、実施団体数の目標として示したものであ
	設置に制約があることを明記し、そのうえで病院関係や私立保育所などが実施して	り、具体的な実施のあり方については、各市町村が検討することとなります。 
	いることを記すべき。	
	(2) 資質向上のための研修	「配慮を必要とする子どもへの対応」を「個々の子どもに対応した保育」と改めま
P.30	「男は青、女は赤」など、男女共生から逸脱しないよう男女共生の視点をおいた研	す。 
	修、子どもの性自認が確立する幼児期への対応として、「配慮を必要とする子ど	
	も」ではなく、「個々の子どもに対応した保育」であるべき。	
	(4) 人権保育・教育の推進	「県同和保育基本方針に基づいて取り組んできた同和保育の成果を踏まえ」と改め
P.31	「同和保育の取組の成果を踏まえ」と記されているが、「同和保育基本方針」が記	ます。
	されていない。現在も、これからも方針として継続するなら、きちんと記すべき。	
P.32	「県ホームページ」という表現が所々出てくるが、もしこれらが「わかやま子育て	掲載するホームページが具体的に決まっていないため、原案のとおりとしたいと考
	広場」であれば、具体的にそのように記載するほうが良いと思う。	えております。
P.57		
P.35	乳児家庭全戸訪問事業の実施の目標数値は30市町村で、H25年度にすでに達成され	平成31年度時点においても30市町村から後退していないようにするという趣旨で
	ているのに「目標数値」としてあがっていることが、少し違和感がある。	記載しているものです。
P.41	  「今後の取り組み」に母子家庭への就労対策を記すべき。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		しております。
L		1

該当頁	御意見(要旨)	回答
P.41	「今後のとりくみ」の「母子家庭等就業・自立支援事業」で、母子だけが就業の支援事業の対象になっているが、母子に限らず、ひとり親家庭への対策にすべき。	母子家庭等就業自立支援事業は、母子家庭だけでなく、父子家庭も対象となっていることがわかるよう、取組内容の説明文を「ひとり親家庭等に対する就業相談、就業支援講習会の実施及び受講者に対するアフターフォローを行います。」と改めます。
P.46	個人的にお見合いの依頼を受けている人の情報交換会などを企画してはどうか。	県では、ボランティアで結婚に関するアドバイスなどをしていただける方を「わかやま結婚サポーター」として認定し、地域で活動いただいておりますが、個人的なお見合いの支援につきましては、個人の活動の範囲でお願いしております。
P.46	「結婚支援」で、サポーターが希望者をふるい分けるおそれはないか。また、少子 化の解決のために、女性を、子どもを産む道具であるように扱っているように感じ る。	わかやま結婚サポーター制度は、県が認定したサポーターが、事前にプロフィールによるお相手選びを行うことがないようにしております。サポーター制度では、主に地域において、少人数複数での出会いの機会を提供していただくことで、結婚を希望する独身男女を応援していただく予定です。なお、結婚や妊娠、出生などは個人の考え方や価値観によるものであり、個人の自由な選択が最優先されるものでありますが、結婚することを望みながら出会いの機会がない男女を応援する目的で、本事業を実施しております。
P.54	紀州3人っこ施策は、具体的には「保育料無料化」「一時預かり利用料助成」の二つの内容になっていることから、「関連施策」の「取組内容」部分は略さず具体的に、「第3子以降で3歳未満の児童の保育料無料化と一時預かり利用料への助成を行い、多子家庭の経済的負担を軽減します」という表現にしたほうが良いと思う。	御指摘のとおり訂正します。
P.57	「◇仕事と生活の調和の実現・・・」で、行政内部で「雇用環境整備士」の講習を受け、企業に助言等を行ってはどうか。	雇用環境整備士の資格は、法的効力を有するものではなく、また企業に助言を行う 知識や能力を習得するものではないことから、このままの内容としたいと考えま す。
P.57	「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」として、3点取り組みが記載されているが、この内容ではイベントに参加したり施設を利用したりしないと周知できないように思う。 広く周知してもらうために、一戸一戸にアプローチできるような方法はないか。	
P.57	「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等」で、ホームページ以外ではどのような方法で紹介するのか。	
	結婚から18歳までのイメージ図を作成できないか。	プラン策定スケジュール等の都合により、イメージ図の作成は困難です。

該当頁	御意見(要旨)	回答
	子どもの健やかな成長、妊産婦等の健康のために受動喫煙の防止対策が重要。	本プラン案には「妊産婦の喫煙対策」を盛り込んでおり、妊婦への喫煙防止啓発を
		行うとともに、乳幼児健康診査等受診時に保護者に対して家庭内受動喫煙の防止啓
_		発として受動喫煙に関するパンフレット等の配布を行ってまいります。
		また、喫煙させないための防煙教室を学童期から実施しています。たばこが健康に
		及ぼす害について十分な知識を与えることにより、喫煙防止対策になるとともに、
	幼稚園、小中学校等の保護者への禁煙の働きかけや啓発・講習が必要。	学んだ知識を子どもたちが家庭に持ち帰り、家庭内で話すことにより保護者等の禁
		煙や受動喫煙防止啓発にもなると考えております。
_		「幼稚園、小中学校等の保護者への禁煙の働きかけや啓発・講習」については、県
		立保健所が中心となって行っている「地域・職域連携事業の出張講座」等で、喫煙
		に対する正しい知識の普及・啓発を行っております。
_	子ども施設敷地内の全面禁煙及び施設外の催し等における全面禁煙の徹底。	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
_	受動喫煙防止条例の制定。飲食店等に、受動喫煙防止のための表示の義務付け。	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
_	全体の用語説明を作成すべき。	作成します。
_	「子どもの権利条約」に日本は1994年に批准していることを明記すべき。	本プランでは、「基本理念」について、同条約の精神を踏まえて書いております。
	家庭の経済状況が、子どもの健康と比例することが国から報告されている。そのよ	保育の提供については、子ども・子育て支援法等の法令により、その要件が定めら
_	うななか、どんな状況にあっても(就労していなくても)、「保育をうける権利」	れているところです。なお、子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就学
	を県として明確に記してほしい。	や職業訓練など、要件の拡大が行われております。
	プランを市町村に指導する際、市町村の人口などの状況にあわせてモデルプランを	県のプランと市町村のプランは、国が示した指針を基に、それぞれ独立・併行して
_	提示し、実行力あるプランにするよう指導・助言するための、県の立ち位置をプラ	作成が進められており、市町村のプランは、市町村の子ども・子育て会議の審議の
	ンに記してほしい。	もと、決定されることとなっております。
	子どもの権利条約をふまえ、すべての子どもたちの教育保障と生活を守るとりくみ	プラン全体として、そのような内容となっております。
-	を明記してほしい。	
	御坊・日高管内にファミリーサポートセンターの設置を望む。	ファミリーサポートセンターの設置については、本プラン案においても、県内全圏
		域への設置を目標としています。
_	御坊・日高管内における子育て中の親子が利用できるスペースの開放を望む。	本プラン案において、地域子育て支援拠点事業の設置を目標としています。
	御坊・日高管内の保育園や幼稚園の園庭解放・体験保育の機会を増やしてほしい。	このことについては、各市町並びに各施設が主体的に検討されるものと考えており
		ます。
_	御坊・日高管内への子ども・女性・障害者相談センターを望む。	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。

該当頁	御意見(要旨)	回答
	御坊・日高管内への宅幼老所(幼老統合ケア施設)の設置推進・助成を望む。	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
	御坊・日高管内への複合型施設の設置(図書館・自習室・視聴覚室・カフェ・イベ	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
	ントスペース・キッチンスタジオ等)	
_	和歌山県においては、今後保育支援員制度についてはどのように考えているか。各	子育て支援員の研修については、市町村又は都道府県が実施することとなっており
	市町村の支援員養成講座に補助金を出し、より多くの県民がその講座を受講し、各	ます。県では、支援員の質を同水準に保つため、県が研修を実施することとしてお
	市町村に多くの支援員を配置することはできないか。また、保育サポーター養成講	ります。なお、必要な受講科目は、国によって定められているところです。
	座を受講したもの、もしくはこれから養成講座を受講しようとするものが、何らか	
	の受講科目を増やすなどして、保育サポーター、保育支援員として認定することは	
	できないか。	
_	ファミリーサポート事業を日高地方に	ファミリーサポートセンターの設置については、本プラン案においても、県内全圏
		域への設置を目標としております。
_	保育サポーター養成講座を実施するにあたり、和歌山県、日高地方1市5町から助	県としましては、個別の団体が実施される養成事業への助成は予定しておりませ
	成金を。	ん。
	ALEC(アレック)やビッグUのような充実した施設、内容の地域交流センター	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
	を日高地方に。(児童相談所、女性センター、DV被害などによるシェルター(一	
	時避難場所)、宅幼老所、託児ルーム、ファミリーサポートセンター事務局)	
_	宅幼老所(幼老統合ケア施設)の推進・助成	県の施策へのご提言として、参考にさせていただきます。
	項目によってはタイトルの見出し部分が長く、初めて読む際に分かりづらい部分が	見出しは、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に従った表現としており、
_	ある。差し支えない部分は、より端的に示すと分かりやすいと思う。	原案のとおりとしたいと考えております。
	産後、退院してから1ヶ月検診までの間に、定期的にサポーターが訪問し、お母さ	新生児や生後4か月までのすべての乳児に対する訪問等を実施する市町村に対し、
	んの話を聞いてくれるようなサポートがほしい。	技術的助言や情報提供を行ってまいります。